

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年6月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2200677 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300011 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における令和元年\*月\*日の標準賞与額を 61 万円、令和 2 年\*月\*日の標準賞与額を 34 万 6,000 円に訂正することが必要である。

令和元年\*月\*日及び令和 2 年\*月\*日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成 3 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年\*月\*日  
② 令和 2 年\*月\*日

A 社から産前産後休業期間及び育児休業期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、この期間の標準賞与額の記録がないので記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書及び A 社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び②において、同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る賞与について、事業主は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 4 年 11 月 18 日 (受付) に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 及び第 81 条の 2 の規定には、産前産後休業及び育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その休業を開始した日の属する月からその休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められているところ、オンライン記録により、事業主が、同法の規定に基づく請求者の産前産後休業期間 (令和元年\*月\*日から令和 2 年\*月\*日まで) 及び育児休業期間 (令和 2 年\*月\*日から令和 3 年\*月\*日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることから、これらの期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与支給明細書及び貸金台帳において確認できる賞与額から、保険給付の計算の基礎となる記録として、請求期間①は61万円、請求期間②は34万6,000円とすることが必要である。